無認可保育施設運営事業者のみなさまへ

無認可保育施設保育料補助事業について

１　概要

日頃から、世田谷区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

世田谷区では、子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて、認可保育園等を利用することができずに保育待機児童となり、無認可保育施設に預けている保護者への経済的負担を軽減するため、新たに緊急対策として、平成２８年４月１日から、時限的に保育料の一部補助を行う事業を実施しております。

補助金の申請手続きにつきましては、利用者と世田谷区の間で行うものとしますが、提出書類の一部に事業者の証明が必要な様式があります。お忙しいところ大変恐縮ですが、書類の作成等ご協力のほどよろしくお願いいたします。

２　補助要件

（１）補助世帯（①～④全てを満たす世帯）

①認可保育園等の入園申込みを行い入園待機となっている区内在住の世帯

②当該月に補助対象施設に在籍し、月 160 時間以上の月極め契約を結んでいる世帯。

③無認可保育施設に係る保育料を滞納していない世帯。

④当該月の初日に世田谷区在住で、対象年齢は０歳児・１歳児・２歳児・３歳児とする。

※認可保育施設・事業のクラス年齢を適用する。

（２）補助対象施設（①及び②を満たす施設）

①東京都に認可外保育施設(ベビーホテル・その他)として設置の届出を行っている施設。

※各区単独事業の保育室、病児・病後児施設は除く。

②認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を東京都より発行されている施設。

（３）補助基準額

前年分保育料算定区市町村民税所得割課税対象額	階層	補助金額（月額）
生活保護世帯、または当該年度の保育料算定区市町村民税所得割課税対象額が０円の世帯	Ａ１	40,000 円
2,470,000 円未満の世帯	Ａ２	30,000 円
2,470,000 円以上 3,445,000 円未満の世帯	Ｂ	25,000 円
3,445,000 円以上 4,158,000 円未満の世帯	Ｃ	15,000 円
4,158,000 円以上 4,908,000 円未満の世帯	Ｄ	10,000 円
4,908,000 円以上 9,500,000 円未満の世帯	Ｅ	5,000 円
9,500,000 円以上の世帯	Ｆ	０円

※平成２８年度１０月から補助金額を見直しました。平成２８年４月～９月分の補助金額は別途お問い合わせください。

（４）事業の実施期間

平成３１年度までとする。（第１期子ども・子育て支援事業計画の事業期間）

３　申請～補助給付の流れについて【全て利用者→区へ申請】

※下線部分が、事業者にて作成が必要になる書類です

①利用状況申告書の提出

・利用開始月の２０日以内に提出

・HP でダウンロード可

・<u>月極めの利用契約書を添付</u>

②交付申請書類の提出

・年４半期ごとに、利用状況申告書を提出した該当者に区より送付

・年４半期ごとの締切に１度提出

※審査回ごとの締切はあるが、最終締切日である翌年３月３１日までに提出すれば、利用月に遡って審査を行う

・<u>在籍証明書を添付</u>

③交付審査及び交付（不交付）決定

・年４半期ごとのスケジュールに沿って、審査を行う

・交付（不交付）決定については、申請者あて通知する

・４半期ごとのスケジュールに沿って、振込を行う

④継続交付確認依頼書の提出

・第１回～第３回までに②及び③で交付決定をうけた方が対象

・<u>在籍証明書を添付</u>

４　28 年度スケジュール（予定）

申請回	利用状況申告書受理日	申請書類配布時期	提出期限日（当日消印有効）	交付（不交付）決定及び支払通知書の送付時期（予定）	口座振込み時期（予定）
第１回（４月～６月分）	28年４月１日～28年６月20日	28年６月下旬	28年7月１５日	２８年　８月中旬	８月下旬
第２回（７月～９月分）	28年６月21日～28年 ９月20日	28年９月下旬	28年１０月１７日	２８年 11 月中旬	11 月下旬
第３回（10 月～12 月分）	28年９月21 日～28年 12 月20 日	28年 12 月下旬	29年1月１６日	２９年　２月中旬	２月下旬
第４回（１月～３月分）	28年 12 月21～29年３月21 日	29年３月下旬	29年３月３１日 **<u>※最終締切※</u>**	２９年　５月中旬	５月下旬

※各審査回において、年度内の遡り分がある場合は申請された回にまとめてお支払いします。

５　提出書類について

※全て利用者から区に提出していただきます。

（★のついている書類は事業者で作成が必要な書類です。）

（１）利用状況申告時

①利用状況申告書

②月極め利用契約書（写）★

（２）交付申請時

①交付申請書兼口座振替依頼書

②家族状況届出書

③在籍証明書★

※その他税証明が必要な場合があります

（３）継続交付確認依頼時

①継続交付確認依頼書

②在籍証明書★

６　在籍証明書について

・児童の月極め保育状況（実績）を証明するための書類です。

・様式は、利用状況申告書を提出した該当者に区より送付します。
　また、区 HP でダウンロードができます。

・審査回は年４半期で行うため、利用者の申請時期に応じて、最大で４回提出いただくことになります。

７　問い合わせ先

世田谷区　保育認定・調整課　認可外保育施設担当

電話：０３－５４３２－２３３３